

市報第11号

平成24年度横浜市一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告

平成24年度横浜市一般会計補正予算（第4号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成24年11月20日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成24年11月29日提出

横浜市長 林 文子



## 平成24年度横浜市一般会計補正予算（第4号）

平成24年度横浜市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 922,861 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,413,370,424 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		55,248,844 <sup>千円</sup>	922,861 <sup>千円</sup>	56,171,705 <sup>千円</sup>
	3 県委託金	6,082,514	922,861	7,005,375
歳入合計		1,412,447,563	922,861	1,413,370,424

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		74,890,142 <sup>千円</sup>	922,861 <sup>千円</sup>	75,813,003 <sup>千円</sup>
	8 選挙費	842,600	922,861	1,765,461
歳出合計		1,412,447,563	922,861	1,413,370,424

## 一般会計補正予算（第4号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳 入

款 項 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分 金 額 千円	
17 県 支 出 金	55,248,844	922,861	56,171,705			千円
3 県 委 託 金	6,082,514	922,861	7,005,375			
1 総務費県委託金	5,892,161	922,861	6,815,022	(8) 衆議院議員選挙費託	922,861	
歳 入 合 計	1,412,447,563	922,861	1,413,370,424			

## 2 歳 出

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源				節 分 額 千円	説 明
				特 定 財 源 千円	財 債 千円	財 源 千円	其 他 千円		
2 総 務 費	74,890,142	922,861	75,813,003	922,861	—	—	—		
8 選 挙 費	842,600	922,861	1,765,461	922,861	—	—	—		
2 衆議院議員 選挙費	—	922,861	922,861	922,861	—	—	—		(衆議院議員総選挙執行に伴う補正)
								1 報 酬	42,300
								3 職員手当等	226,087
								(7)超過勤務手当	225,763
								(9)管理職員 特別勤務手当	324
								7 賃 金	87,536
								8 報 償 費	10,797
								9 旅 費	6,293
								(2)普通旅 費	6,293
								11需 用 費	66,101
								(1)消 耗 品 費	46,730
								(3)食 糧 費	6,139
								(4)印 刷 製 本 費	11,585
								(5)光 熱 水 費	1,147
								(6)修 繕 料	500
								12役 務 費	105,113

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源				節 分		金 額 千円	説 明			
				特 定 財 債 千円	市 債 千円	財 源 千円	其 他 千円	区	分					
				国県支出金 千円				一般財源 千円						
										311,806	13委 14使 19貸	料 借 担 及 及	千円	
										66,758	託 用 借 担 及	料 借 担 及	千円	
										70	及 補 付 金	助 金	千円	
歳 出 合 計	1,412,447,563	922,861	1,413,370,424	922,861	—	—	—	—						

# 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

区	分	職員数	給 与						共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	地域手当	職員手当	退職手当	計				
補正額の	その他	17,477人	千円 13,197,954	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 13,197,954	千円 1,451,550	千円 14,649,504	
補正額	その他	2,840	42,300	-	-	-	-	-	42,300	-	42,300	
合計	その他	20,317	13,240,254	-	-	-	-	-	13,240,254	1,451,550	14,691,804	

## 2 一 般 職

区分	職員数	給 与				費 計	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前の額	(1,319) 19,548人	千円 —	千円 82,894,400	千円 77,551,620	千円 160,446,020	千円 30,139,050	千円 190,585,070	
補正額	(1,319) 19,548	—	—	226,087	226,087	—	226,087	
合 計	(1,319) 19,548	—	82,894,400	77,777,707	160,672,107	30,139,050	190,811,157	

○（ ）内は短時間勤務職員数で外数である。

職員手当 補正額の内訳	区分	超過勤務手当	管理職 特別勤務手当
		千円	千円
職員手当 補正額の内訳	補正前の額	6,944,444	171
	補正額	225,763	324
	合 計	7,170,207	495

参 考
-----

## 地 方 自 治 法 (抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。